

議案第 12 号

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市国民健康保険条例（昭和 46 年君津市条例第 19 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険条例（昭和４６年君津市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

「第１章 市が行う国民健康保険」を「第１章 市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第１条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第２条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第１１条第２項の規定に基づく国民健康保険運営協議会」に改める。

第５条中「国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

天津市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 章 <u>市が行う国民健康保険の事務</u> (市が行う国民健康保険<u>の事務</u>) 第 1 条 市が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (国民健康保険運営協議会委員の定数) 第 2 条 <u>国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 2 項の規定に基づく国民健康保険運営協議会</u> (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) ～(4) 省略 (一部負担金) 第 5 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、<u>法</u> <u>第 4 2 条に規定する一部負担金を</u> 当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	第 1 章 <u>市が行う国民健康保険</u> (市が行う国民健康保険<u> </u>) 第 1 条 市が行う国民健康保険<u> </u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (国民健康保険運営協議会委員の定数) 第 2 条 <u>国民健康保険運営協議会</u> <u> </u> <u> </u> (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) ～(4) 省略 (一部負担金) 第 5 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、<u>国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 4 2 条に規定する一部負担金を</u> 当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。